

令和8年度千葉県子ども・若者総合相談センター運営業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

1 事業の概要

県では、子ども・若者育成支援推進法第13条の規定（「地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする」）により、平成24年7月から県の子ども・若者総合相談センターを設置している。

この事業は、ニート、ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等が、様々な悩みを総合的にまず相談することのできる窓口を設置し、適切な助言、情報の提供や支援機関の紹介を得ることで、子ども・若者の健全な育成に資することを目的としている。

2 業務の内容

別添「令和8年度千葉県子ども・若者総合相談センター運営業務委託仕様書」のとおり

3 応募資格

（1）資格要件

この事業に応募できる者は、次の要件を全て満たし、県内全域に対応できる団体とする。

- ア ニートやひきこもり、不登校といった、社会生活を円滑に営むことに困難を有する子ども・若者を対象とした支援業務の活動実績が2年以上あること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 組織の運営に関する規則（定款・会則等）を有し、責任者が明確であること。
- エ 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと。
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対すること目的とした団体でないこと。
- キ 受託者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員及び委員が所属している事業者でないこと。
- ク 受託申込書等（募集要項7（1）の応募書類等のこと。以下同じ。）の提出の日において、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- ケ 受託申込書等の提出の日から選考結果を通知するまでの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- コ 受託申込書等の提出の日から選考結果を通知するまでの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 共同事業体の応募について

複数の団体による共同事業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ア 共同事業体を構成する各団体の役割や事故が起きた場合等の責任の所在及び費用負担の考え方方が明確であり、当該事業体を構成する団体間で締結した協定書を有すること。
- イ すべての構成団体が(1)イ～キ及びケ～サの要件を満たすこと。また、構成団体のうち支援業務を担う団体が(1)アの要件を満たすこと。さらに、構成団体のうち代表団体を含む一団体以上が(1)クの要件を満たすこと。

4 委託期間

事業の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 委託金額

委託金額の上限は、18,851千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

6 契約の確定

本件に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに、千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。

7 応募方法等

(1) 応募書類等

ア 令和8年度千葉県子ども・若者総合相談センター運営業務受託申込書

- (ア) 団体の概要書（様式第1号）
- (イ) 運営業務提案書（様式第2号）
- (ウ) 業務に要する経費の見積書（様式第3号）
- (エ) 共同事業体構成団体業務分担表（様式第4号）

(エ)は共同事業体で応募する場合のみ提出が必要。

イ 申込書の添付書類

- (ア) 団体の定款又は規約等
 - (イ) 相談業務に従事する団体の概要等が記載されたパンフレット、企画提案時に使用する補足資料など（任意）
 - (ウ) 共同事業体協定書
- (ア)は共同事業体で応募する場合、構成団体ごとに提出が必要。
(ウ)は共同事業体で応募する場合のみ提出が必要。

(2) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

ちば電子申請サービス又は電子メール（持参、郵送、FAXは不可）

イ 提出先

(ア)ちば電子申請サービスにより提出する場合

URL https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52332

(1)電子メールにより提出する場合

「12 問い合わせ先」記載のメールアドレス

送信可能なデータ容量の上限は(ア)20MB、(イ)7MB であるため、送信可能な容量で提出すること。また、必要に応じて暗号化する等の処理をすること。

ウ 提出期限 令和8年1月27日(火)午後5時まで(必着)

8 質問事項の受付

本件に関する質問は、別添の質問票により電子メールにて受け付ける。なお、メール送信後は必ず電話により到達確認を行うこと。ただし、申込みの状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期限 令和8年1月9日(金)午後5時まで(必着)

受け付けた質問は1月14日(水)までに回答。

(2) 提出先 「12 問い合わせ先」記載のメールアドレス及び電話番号

(3) メール末尾に会社名、連絡先(電話及びメール) 担当者職氏名等を記載すること。

(4) 質問及び回答については、軽微なものを除き、県ホームページで公表する。

9 審査・選考方法

(1) 選定方法

第一次審査は、県民生活課において全提案者の受託申込書等の提出状況を確認し、次の要件を満たしていない場合は、失格とする。第一次審査を通過した提案者を対象とした審査委員会において、受託申込書等の書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最優秀提案者を委託先候補として選定する。

ア 受託申込書等が全て整っていること。

イ 応募資格要件を満たしていること。

(2) 審査委員会

審査委員会は、令和8年2月上旬に実施(オンライン(Zoom)開催)する予定であり、詳細は提案者に別途通知する。また、選考結果については、提案者へ文書で通知する。

(3) 評価基準

審査のための評価項目及び評価基準等は別表のとおり。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の期限内に受託申込書等を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(6) 受託申込書等に虚偽の記載をしたとき。

- (7) 委託料の上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (8) 見積書の金額、住所、氏名、又は重要な文書の誤脱、若しくは認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (9) 審査委員会を欠席したとき。
- (10) その他、審査を行うに当たり県が無効であると判断したとき。

11 その他

- (1) 提出された受託申込書等（電子データ）は、必要に応じて複写することがある。なお、使用は県庁内及び審査委員会での検討に限る。
- (2) 提出された受託申込書等（電子データ）は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがある。
- (3) 事業提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 選考により決定した最優秀提案者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。なお、協議が整わなかったときは、次点者と契約を行う。

（5）受託後の注意事項

- ア 県は、業務の実施状況について、必要に応じて説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがある。
- イ 県は、受託団体がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがある。
- ウ 受託団体は、業務実施計画を策定して知事の承認を得るとともに、月毎の業務の実施状況を県に報告する必要がある。
- エ 本業務により取得した個人情報等のデータの所有権及び作成したウェブサイト等の著作権（著作権法第27条、28条に規定されている権利も含む。）はすべて県に帰属する。
- オ 著作者人格権は県の承諾なしに行使しないものとする。
- カ 受託団体は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。なお、委託業務が終了又は解除した後も同様とする。
- キ 本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは原則として認めないため、レンタル等を利用すること。
- ク 委託料の支払いは、四半期ごととする。
- ケ 契約にあたり、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金が免除される場合がある。

12 問い合わせ先

千葉県環境生活部県民生活課子ども・若者育成支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎4階）

電話：043-223-2330 電子メール：seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

(別表)評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
団体等の実績	社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子ども・若者への相談実績があるか。	5
	相談センターの運営方針は、本事業の目的と一致しているか。 また、団体の特性を活かしたものであるか。	5
資格相談員	電話相談、面接・オンライン相談、メール相談、支援プログラムの実施に必要な能力・経験を有する人員が配置されているか。	15
	相談員の資質向上のための取組は十分か。	5
業務内容の提案	電話相談、面接・オンライン相談、メール相談について、効果的に実施することができるか。	10
	「若者を対象とした支援プログラム」は、子ども・若者のニーズに対応した企画内容でありかつ効果的な内容となっているか。	5
	県内の社会資源と効果的にネットワークを築き、個別ケース検討会議を開催する等、他の支援機関等と協力し、相談案件の円滑な引継ぎを行うことができるか。	15
	保護者向けの勉強会は、効果的な内容となっているか。	5
	ウェブサイトの作成については、効果的な作成及び適切な管理運営ができるか。 また、その他の広報媒体を効果的に活用できるか。	10
管理体制	事業の適正かつ安定的な遂行に必要な組織・人員を有しているか。	5
	相談業務において入手した個人情報について、適切な取扱いを確保する措置がとられているか。	5
	緊急の相談については、適切に対応できる危機管理体制がとられているか。	5
	見積経費は、事業の適正運営のために適當と認められるか。	10
合計		100